

添付書類四の一部補正

添付書類四を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
4-1		(記載変更)	別紙 1 に変更する。

島根原子力発電所の運転に要する核燃料物質（ウラン）については、海外ウラン資源開発株式会社等との長期購入契約によって確保しているウラン精鉱及び当社の使用済燃料の再処理により回収される減損ウランから充当する予定である。

これらとの長期契約及び減損ウランによる確保済の量は、2019年12月末時点では、当社の全累積で2031年度約15,300tU₃O₈であり、これに対し、当社の全累積所要量は2031年度約13,100tU₃O₈と予想される。したがって、島根原子力発電所の当面の運転に必要なウランについては十分まかなえる量を確保済であり、それ以降に関しても、今後の契約により確保する予定である。

UF₆への転換役務については、仏国Orano Chimie-Enrichissement社等との転換役務契約によって当面の所要量を確保しており、それ以降に関しても、今後の契約により確保する予定である。

UF₆の濃縮役務については、米国USEC社、仏国Orano Chimie-Enrichissement社、日本原燃株式会社等との間で締結した濃縮役務契約によって当面の所要量を確保しており、それ以降に関しても、今後の契約により確保する予定である。

一方、2号炉の運転に使用する核燃料物質（プルトニウム）については、当社の使用済燃料の再処理により回収されるプルトニウムを利用していく予定である。

さらに、島根原子力発電所用燃料の成型加工役務については、国内外の加工事業者との契約により確保する予定である。